

レポート

韓国、台湾の低・中熟練外国人労働者受入れ政策動向

～2024 年以降の動きを中心に～

地域政策部 [東京] 主任研究員 加藤 真

本稿は、韓国・台湾における低熟練・中熟練の外国人労働者受入れ政策にかかわり、特に 2024 年以降の動向を整理したものである。筆者は拙稿(加藤 2024)にて、コロナ禍前後から 2023 年にかけて韓国・台湾でみられた低熟練・中熟練の外国人労働者受入れ拡大政策の潮流をまとめた。その後、約 1 年半が経過した現在までも、韓国、台湾では、引き続き外国人労働者の受入れや定着に向けた議論が継続され、新たな取組が実行されている。本稿ではこうした取組をフォローすることで、日本の政策議論に資することを企図している。

【要旨】

■3 か国・地域の経済状況

- 2025 年 4 月時点の 1 人あたり GDP をみると、韓国>台湾>日本の順番となっている。
- 2024 年の低・中熟練外国人労働者の平均月給は、日本の特定技能が 24.8 万円、技能実習が 21.5 万円であるのに対し、韓国の低熟練労働者が 29.3 万円で 3 か国・地域の中で最も高い。韓国の中熟練労働者は 32.2 万円とさらに高い。台湾も継続的な伸びがみられている。

■韓国の動き

- 韓国は、雇用許可制の枠組みで、2024 年に過去最大の 16.5 万人を受入れ上限としたが、実際の入国は半分以下の 7.8 万人にとどまった。受入れ業種となる製造業や建設業等で業況が悪化したことや他の在留資格に流れたことなどが原因と考えられる。
- これを受け、2025 年の上限数は、前年から減らして 13 万人と設定されたが、この数字も過去 3 番目の多さである。また、雇用許可制以外に季節労働者としての低熟練外国人労働者受入れ拡大の方針が示されている。
- 中熟練外国人労働者の受入れ拡大は 2024 年 9 月に政府目標として掲げられた。目標達成のために、韓国政府は、点数制の要件緩和、地方特化型ビザとの連動（地方定住人口増加の推進）、外国人介護人材の受入れ開始など、人口減少・少子高齢化対応としての外国人労働者の受入れを進めている。

■台湾の動き

- 低熟練外国人労働者受入れに関して 2025 年 5 月から、農業分野の受入れ上限拡大、新規に廃棄物および資源回収処理業における外国人労働者の受入れを開始した。
- また、2024 年 2 月に世界最大の人口規模を誇るインドと労務協力覚書を締結し、今後、まずは 1,000 人のインド人労働者の受入れが見込まれている。
- 中熟練外国人労働者（家族帯同可の者）の受入れ人数が伸びており、2025 年 4 月末で 4.6 万人となっている。加えて、2024 年以降は華僑留学生向けの定着促進政策を推進している。

1. はじめに

本稿は、韓国・台湾における低熟練・中熟練の外国人労働者受入れ政策にかかわり、特に 2024 年以降の動向を整理したものである。筆者は拙稿(加藤 2024)にて、コロナ禍前後から 2023 年にかけて韓国・台湾でみられた低熟練・中熟練の外国人労働者受入れ拡大政策の潮流をまとめた。その後、約 1 年半が経過した現在までも、韓国、台湾では、引き続き外国人労働者の受入れや定着に向けた議論が継続され、新たな取組が実行されている。本稿ではこうした取組をフォローすることで、日本の政策議論に資することを企図している。

韓国、台湾についてみていく前に、この間の日本の状況を振り返ると、日本においても低熟練外国人労働者、中熟練外国人労働者にかかわる政策、それぞれに動きがあった。

具体的に、低熟練外国人労働者については、2024 年の法改正により、30 年以上続いた外国人技能実習制度を見直し、2027 年から新たに育成就労制度が開始される見込みとなった。熟練度の低い外国人労働者に対して、日本語能力や技能レベルの向上を促し、その後に続く中熟練レベルの特定技能など他の在留資格へステップアップしながら、長期的な在留を見据える方針が示された。現在政府では、制度の建て付けや技能評価試験の在り方など、主要議題に応じて、複数の有識者会議を立ち上げ、育成就労制度およびその後に続く特定技能制度の一体的運用に向けて議論が重ねられている。

中熟練外国人労働者については、技能実習(育成就労)を修了したレベルの人材を対象とする、特定技能制度の対象分野の拡大等が進んだ。特定技能には在留期間が通算 5 年上限の「特定技能 1 号」と、家族帯同が認められ在留期間に上限がない「特定技能 2 号」がある。特定技能 1 号は従来 12 分野が対象だったが、2024 年 3 月末の閣議決定により自動車運送業、鉄道、林業、木材産業の 4 分野が追加され、この全 16 分野の 2024 年 4 月から 5 年間の受入れ見込み数を 82 万人と設定した。その約 1 年後の 2025 年 5 月には、物流倉庫管理、廃棄物処理、リネン製品供給の 3 分野を年内中に追加する政府案が示された。また、分野追加ではないが、2024 年 9 月末の閣議決定により、経済産業省が所管する素形材・産業機械・電気電子関連製造業分野が工業製品製造業分野と名称を変更した上で、それまで特定技能制度対象外であった繊維工業やプラスチック製品製造業を行う事業所における受入れを認めるなどの制度変更が続いている。特定技能 2 号も従来の 12 分野のうち介護分野を除く 11 分野において、技能評価試験が本格的に運用され始め、着実にその人数を伸ばしつつある。

このような日本の動きを踏まえ、次節以降で韓国や台湾の政策等について整理する。

2. 3 か国・地域の経済状況と在留外国人の概要比較

各国・地域個別の動向を確認する前に、統計的な指標をもとに足元の 3 か国・地域の概況を整理する。

まず、各国・地域の経済状況として、1 人あたり GDP の推移をまとめている(図表 1)。最新のデータをみると、2024 年時点で日本が 32,498USドルであるのに対し、韓国は 36,129USドル、台湾は 33,437USドルであり、日本が 3 か国・地域の中で最も低くなっている。

図表 1 1人あたり GDP の推移比較(名目、単位:USドル)

	1990年	2000年	2010年	2020年	2024年
日本	25,810	39,173	45,136	40,160	32,498
韓国	6,813	12,717	24,069	33,653	36,129
台湾	8,167	14,844	19,181	28,728	33,437

(出所) IMF(2025)をもとに当社作成

続く図表には日韓台の低・中熟練外国人労働者の平均月給をまとめている(図表 2)。直近の 2024 年の結果をみると、日本は特定技能が 24.8 万円、技能実習が 21.5 万円であるのに対し、韓国の低熟練労働者が 29.3 万円となっており、3 か国・地域の中で最も高い。台湾は製造業および建設業従事者が 15.6 万円で、継続的な伸びがみられている¹。上記の数字は外国人労働者を受け入れている企業向けの調査結果をまとめたものだが、図表 2 下部に参考として、2024 年に韓国の移民政策研究院が行った外国人労働者本人向けの調査結果をもとに換算した結果も掲載している。これをみると、低熟練労働者はおおむね 30 万円程度と企業向け調査結果と近い結果である。また、中熟練労働者はさらに高く 32.2 万円で、日本の特定技能と比較すると 7.4 万円ほど高い。

図表 2 日本、韓国、台湾の低・中熟練外国人労働者の月給比較(円換算)

企業向け調査	2018年	2020年	2022年	2023年	2024年
日本(特定技能)	—	19.2万円	24.6万円	23.5万円	24.8万円
日本(技能実習)	—	18.8万円	21.2万円	21.7万円	21.5万円
韓国(低熟練、主に製造業)	23.2万円	—	27.1万円	28.5万円	29.3万円
台湾(低熟練、製造業・建設業)	10.0万円	10.1万円	14.0万円	14.1万円	15.6万円
台湾(低熟練、家庭内介護)	7.2万円	7.0万円	8.9万円	10.0万円	11.3万円
*参考 外国人労働者本人向け調査					2024年
韓国(中熟練、主に製造業)					32.2万円
韓国(低熟練、製造業)					30.1万円

- (注 1) 時間外手当等を含む数字。また、韓国の低熟練労働者は在留資格「非専門就業(E-9)」、中熟練労働者は「熟練技能人材(E-7-4)」、台湾の低熟練労働者は「移工」。「—」はデータ非公表。
- (注 2) 韓国の調査データについて、中小企業中央会調査は各年約 1,000 社の回答、チェホカ(2024)は、低熟練外国人労働者(E-9):417 名、中熟練外国人労働者(E-7-4):350 名の回答結果に基づく。
- (注 3) 台湾の 2024 年の金額は、2023 年以前とデータ公表形式が異なり概数のみ。また、2023 年以前の数字は基本給および残業代以外の手当も含んだ数字であったとのことで、2023 年以前の数字を基本給+残業代のみの数字となるよう筆者にて再集計した(そのため、加藤(2024)と台湾の数字が異なる)。
- (出所) 調査データ 日本:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(各年版)、韓国(企業向け調査):中小企業中央会「外国人材雇用関連総合実態調査」(各年版)、韓国(外国人労働者本人向け調査):チェホカ(2024)「国内企業外国人雇用実態調査」、台湾:労働部労働力発展署「移工管理及運用調査統計結果」(各年版)
レート 日本・韓国:IMF「International Financial Statistics」、台湾:「中華民国中央銀行 統計」をもとに当社作成。レートは、調査年ごとに、各国・地域通貨の 1USドルあたりの年平均レートをを用いた。

¹ 同様の結果は、2024 年 11 月に発表された、ベトナム人海外移住労働者に関する国際移住機構(IOM)の報告書でも示されており、日本で働くベトナム人労働者の平均月給は 1,200~1,400USドルの一方、韓国で働くベトナム人労働者の平均月給は 1,400~1,800USドルであった(IOM 2024)。

続く図表では、各国・地域の 2024 年末時点の外国人労働者の在留状況等をまとめている(図表 3)。在留外国人数は日本が 376.9 万人で最も多い。総人口に占める在留外国人の割合は、台湾と韓国が 4% 台、日本は 3.0% で初めて 3% 台となった。外国人労働者の主な国籍や業種は、3 か国・地域とも近い状況の一方、主な人材層のうち、低熟練労働者が占める割合をみると台湾(88.8%)が最も高く、次いで韓国(36.0%)、日本(20.4%:技能実習)と違いがある。こうした傾向は加藤(2024)で整理した状況からはほとんど変わっていない。

図表 3 各国・地域の外国人の在留状況 概要

	日本		韓国		台湾	
1) 在留外国人(中長期在留者)数	376.9万人(2024年12月)		204.5万人(2024年12月)		100.5万人(2024年12月)	
2) 1)が総人口に占める割合	3.0%		4.0%		4.3%	
3) 外国人労働者数	230.3万人(2024年10月)		101.0万人(2024年5月)		80.2万人(2024年12月)	
4) 外国人労働者の主な国籍	ベトナム	24.8%	韓国系中国人	33.8%	インドネシア	35.0%
	中国	17.8%	ベトナム	12.2%	ベトナム	29.7%
	フィリピン	10.7%	中国	4.2%	フィリピン	19.3%
5) 外国人労働者の主な業種	製造業	26.0%	鉱業・製造業	45.6%	製造業	55.1%
	卸売業・小売業	13.0%	卸売・小売・宿泊・飲食	18.9%	(家庭内)介護	24.5%
	宿泊業、飲食サービス業	11.9%	建設業	10.6%	建設業	3.8%
6) 外国人労働者の主な人材層	高度人材(特定技能除く)	22.2%	高度人材	6.4%	高度人材	3.6%
	技能実習	20.4%	低技能労働者	36.0%	低熟練労働者	88.8%
	留学	13.5%	留学	3.6%	その他	7.6%
	身分系(永住者等)	27.3%	在外同胞	25.6%		

(注) 台湾は、中国大陸出身者+香港・マカオ出身者について 1)と 2)は含み、3)以降は除く。

(出所) 日本:出入国在留管理庁「在留外国人統計」、厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」、台湾:内政部移民署「外僑居留人数統計」、韓国:出入国・外国人政策本部「出入国・外国人政策統計年報」、統計庁・法務部「移民者在留実態と雇用調査」をもとに当社作成

以下では、韓国、台湾それぞれについて、低熟練および中熟練外国人労働者受入れの政策動向を整理する。あらかじめの断りとして、この間、特に韓国の動きが活発であったことから、以下では主に韓国の動きを中心に記述する。

3. 韓国の動向

(1) 低熟練外国人労働者について

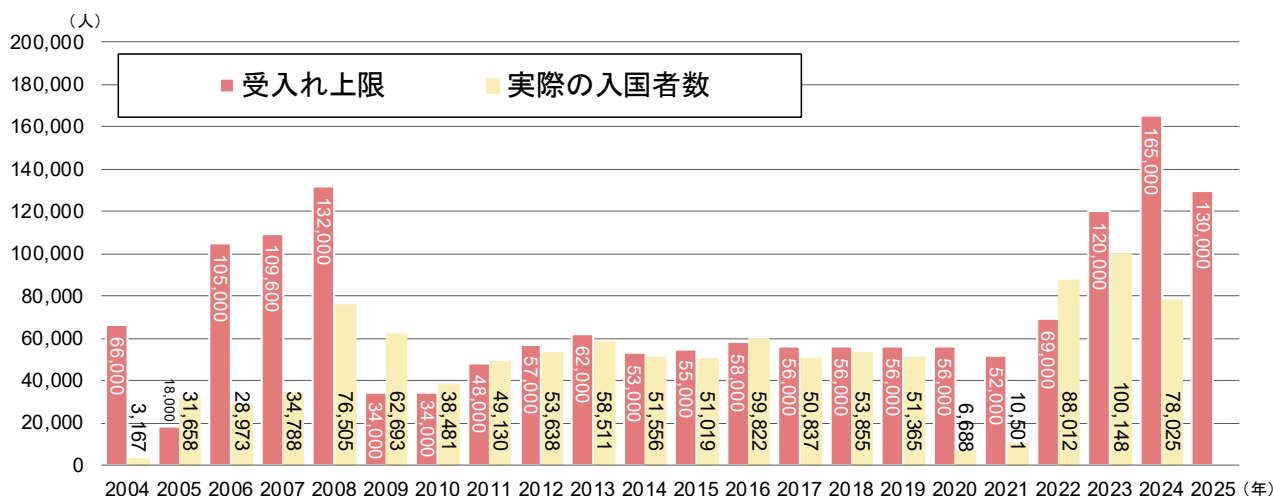
[1] 雇用許可制の受入れ状況

韓国では 2004 年以降、韓国政府と二国間協定を締結した 17 か国²を対象に、年間受入れ人数を設定した上で、原則 3 年上限(延長措置の適用により最大 9 年 8 か月)で、低熟練外国人労働者を受け入れる雇用許可制³を運用している(在留資格は「非専門就業(E-9)」)。次の図表では、この雇用許可制の年間受入れ上限と実際の入国者数をまとめている(図表 4)。

² 2024 年に 17 か国目としてタジキスタンと協定締結し、2025 年から受入れを開始した。

³ 厳密には一般雇用許可制と特例雇用許可制に分かれているが、本稿では特に断りがない限り、一般雇用許可制について言及する。なお特例雇用許可制は、中国朝鮮族や中央アジアに住む朝鮮半島にルーツをもつ人々を受け入れる制度で、採用・入国の手続きも一般雇用許可制と異なる。在留資格が「訪問就業(H-2)」であることから、訪問就業制ともいわれる。

図表 4 雇用許可制(在留資格「非専門就業(E-9)」)の年間受入れ上限および実際の入国者数の推移



(注) 受入れ上限よりも実際の入国者数が多い年があるが、これは入国予定だった人がコロナ禍等の理由で入国ができず、遅れて翌年以降に入国したことを意味する。

(出所) 雇用労働部資料をもとに当社作成

加藤(2024)では、年間受入れ上限が、2024年は過去最大の16.5万人と設定されたことや、その背景として飲食店、宿泊業など日本の技能実習・特定技能の対象業種とも重なるサービス業で受入れを開始することを踏まえ、受入れ競合国として韓国の存在感が増すことが見込まれると言及した。

だが、2024年の実績値は上限の半数以下にとどまり、ビザ発給数が81,470人、実際の入国者数は78,025人であった。この要因を、韓国現地の研究者や業界団体に尋ねたところ、以下の3点が挙げられた。

- 1) 雇用許可制対象業種の企業における業況が悪化傾向にあり、新規採用を見送った。
- 2) 政府の見込みが甘く、入国者予測を高く設定しすぎた(コロナ禍で止まっていた出国待機者が落ち着いた)。
- 3) 季節労働者など他の在留資格に流れた。

実際に1)について、政府統計(経済活動人口調査)をみると、2023年から2024年にかけて、国全体の就業者数は増加しているにもかかわらず、雇用許可制対象業種である製造業、建設業、農林漁業、飲食・宿泊業いずれも就業者数が減少している。

加えて、関連する報道⁴をみると、飲食・宿泊業では業種別上限13,000人に対して充足率5.2%(675人)にとどまる点も課題とされており、要因として、以下が挙げられている。

- 1) 飲食店は、雇用許可制度では厨房補助業務に限定され、ホール業務の対応は不可とされていた点。
- 2) 宿泊業は、雇用許可制度では宿泊施設との間でフルタイムの雇用契約が必要な一方で、宿泊業の労働者はパートタイムや季節の繁閑に対応した一時的な雇用が多い点。

⁴ 韓国経済新聞「『外国人を正規職で雇用せよ』...飲食店・宿泊業、雇用許可制 無視」

<https://www.hankyung.com/article/2025051559491> 2025年5月15日配信記事(最終閲覧日:2025/5/22)

3) また、宿泊施設と業務委託契約を締結する清掃事業者でも雇用許可制で受入れ可能だが、雇用許可制で働く外国人の場合、清掃業務に従事できる宿泊施設が 1 施設に限定されていた点(一般的には、1 人で複数の宿泊施設の清掃業務を行う)。

飲食・宿泊業は受入れを認めてから間もない業種であるが、上記のように制度と実態(受入れ企業ニーズや実際の働き方)のずれがあるために、雇用許可制を利用する企業が増えず、受入れ数が伸びなかったといえる。

韓国政府は、2024 年の入国者数が上限に達しなかったことを受け、2025 年の受入れ上限を前年比 3.5 万人減の 13 万人と設定した。また、飲食・宿泊業における課題に対応して、飲食店のホール業務への従事を認め、宿泊業の製造業務も複数宿泊施設で従事可能と制度変更した(雇用労働部 2025)。

なお、受入れ上限を引き下げたものの、13 万人という人数は過去 3 番目に多い。実際、韓国で就労を希望する外国人が一定数いるという調査結果(中小企業中央会 2025)⁵も出ていることから、2025 年にどれほど入国者がいるのか、引き続き注視する必要がある。

なお、筆者が 2024 年に韓国現地で行った研究者等へのヒアリング調査では、雇用許可制は政府間の人材送出し・受入れシステム故に、マッチングが極めて機械的であり改善すべきとの言及があった点も付記しておきたい。雇用許可制では、日本の技能実習制度等では行われている、受入れ企業担当者と候補者の採用面接や家族への説明などは一切できず、性別・年齢・国籍など条件を韓国政府に伝え、当該条件に合致した人材を機械的に割り当てていくため、受入れ企業にとっては、どのような人材が入社するのかわからず、人材本人にとっても、どのような会社で働くのかわからないという状態で入国してくる。そのため、ミスマッチが頻繁に発生し、職場離脱(いわゆる失踪)が起きやすく、非正規(不法)滞在化につながってしまう。実際、在留資格「非専門就業(E-9)」の非正規滞在率は 20%前後を推移している(日本の技能実習は 3%程度)。ブローカー等を一定程度排除した政府間の人材送出し・受入れシステムとして評価を得てきた雇用許可制故に、現在、上記の課題へのテコ入れの動きはみられないが、今後の受入れ拡大に向けて着手が必要な点となってくる可能性がある。

[2] その他の枠組みでの受入れ

韓国の低熟練外国人労働者受入れの枠組みとして、雇用許可制(E-9)以外に、季節労働者の受入れ(在留資格「季節労働(E-8)」)と、船員として就業する外国人労働者(在留資格「船員就業(E-10)」)の受入れがある。韓国では 2025 年から、これら計 3 つの受入れ枠組みを合わせて、低熟練外国人労働者全体の受入れ上限を管理する方式を開始しており、低熟練外国人労働者全体で 2025 年は 20.7 万人の受入れ上限と定めている。

内訳をみると(図表 5)、前述のとおり雇用許可制の上限が減少した一方で、季節労働者の上限は大きく増加した。韓国では 2015 年から農業・漁業分野で、韓国国内の地方自治体が窓口となって外国人季節労働者を最大 8 か月間受け入れるプログラムを開始しており、2024 年は 67,778 人上限のところ 56,802 人が入国した。2025 年はさらに拡大して 74,689 人が上限とされた(法務部 2025a)。また、船員就業(E-10)は、総在留人数制

⁵ 中小企業中央会が、2024 年から 2025 年にかけて、韓国国内の大学、専門学校に在籍中の外国人留学生および卒業後に現在是在留資格「求職(D-10)」で在留する外国人 805 名に行った調査結果をみると、大学卒業後、韓国で雇用許可制の枠組みで低熟練労働者(E-9)として就労を希望する者が、全体で 58.8%と半数を超えている(中小企業中央会 2025)。

限方式を取っており、2024 年末時点の在留者数(21,644 名)や 2025 年の帰国予定者数を加味して、2025 年の新規入国者数は、2,100 名程度と見込んでいる。

図表 5 低熟練外国人労働者の在留資格別受入れ上限人数(2024 年・25 年、単位(人))

在留資格	2024年上限人数	2025年上限人数	2024年→25年変化
季節労働者(E-8)	67,778	74,689	6,911 増加
非専門就業(E-9)	165,000	130,000	35,000 減少
船員就業(E-10)	23,300	23,300	同一(注)

(注) 船員就業(E-10)は総在留人数制限内でビザ発給。2024 年末時点の在留者数と 2025 年の帰国者数を加味すると、2025 年は 2,100 名程度の入国を見込む。

(出所) 法務部(2025a)をもとに当社作成

季節労働者に関しては、韓国では従来から、在留資格「結婚移民者(F-5)」の家族等を季節労働者として招待できる制度を運用しているが⁶、2024 年 2 月末から 12 月までの 10 か月限定で、在留資格「留学(D-2)」で在留する留学生の父母も季節労働者として在留・就労を認める制度も行われていた(法務部 2024b)。後述する中長期で在留する中熟練外国人労働者の拡大を図る一方で、1 年足らずの短期間で帰国する外国人労働者の受入れもさまざまな形で同時に拡大しようとしている状況にある。

季節労働者以外では、2024 年 8 月から、試験的にフィリピン人家事労働者 100 人の受入れ事業もソウル特別市内 157 世帯を対象に開始した(在留資格は雇用許可制と同一の「非専門就業(E-9)」)。開始 2 か月後には 2 名の失踪者が出るなど課題もみられたところ、当初 7 か月の試験事業だったが、方針転換し、給与要件などを見直した上で、最大 3 年間の在留を認めることとなった(ソウル特別市 2024,2025)。また、2025 年夏以降には、ソウル市内で、留学生や家族帯同で在留する外国人に家事労働者としての就労を認める実証事業を開始する見込みとなっている(低出産高齢社会委員会 2025a)

(2) 中熟練外国人労働者について

韓国政府は、2024 年 9 月に発表した「新出入国・移民政策推進方案」(法務部 2024c)にて、中熟練以上の技能レベルを有する外国人労働者(専門・熟練外国人労働者)を「5 年以内に 10 万人追加確保すること」を目標として掲げた。この達成に向けて、韓国では、以下で詳述するような、さまざまなチャネルを用いて中熟練外国人労働者確保の動きがみられている。

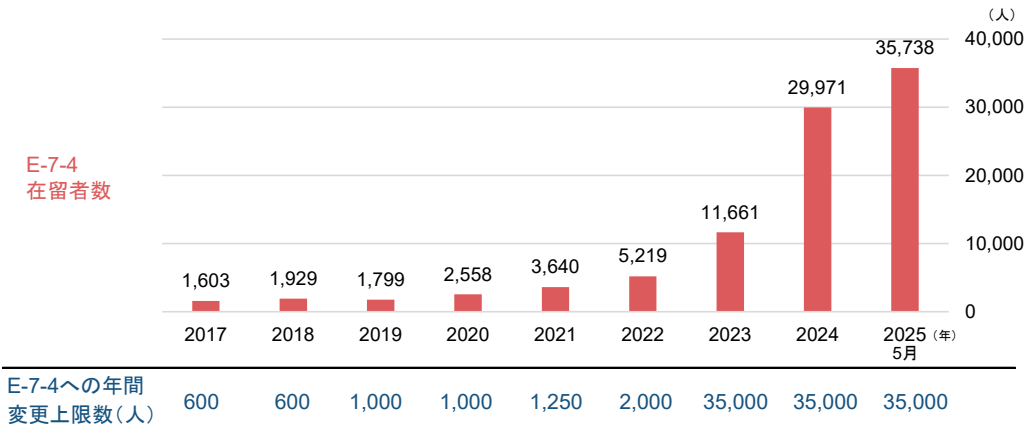
[1] 熟練技能人材(E-7-4)の受入れ状況

韓国では、2017 年以降、雇用許可制(E-9)で働く低熟練外国人労働者を主な対象として、年収、年齢、韓国語能力などの項目を点数化し、一定点数以上に達した場合は、在留資格「熟練技能人材(E-7-4)」という、在留期限の上限がなく、永住申請や家族呼び寄せが可能な在留資格に変更できる点数制度を運用している。

⁶ 2024 年までは招待可能な対象・人数が、結婚移民者本人の 4 親等まで・最大 20 人となっていたが、虚偽や過剰招待などの違法斡旋事例が発生したことを受け、2025 年から上限が最大 10 人、2026 年から対象範囲を 2 親等以内とすることとなった(法務部 2024d)。

この熟練技能人材(E-7-4)への在留資格変更にも年間上限数を設定しており、2025 年も 2023 年以降の拡大路線を踏襲し、35,000 人上限と設定された。次の図表には変更上限数と在留者数(各年末時点)の推移を整理している(図表 6)。在留者数をみると、変更上限数には到達していないものの、2022 年末時点では 5,200 人程度だったところ、2024 年末時点で 3 万人弱まで増加したことがわかる。また、直近の 2025 年 5 月末時点で、約 3.6 万人まで増加している。

図表 6 在留資格「熟練技能人材(E-7-4)」の在留者数(各年末時点)および各年の在留資格変更上限数推移



(注) 2017 年以前は、2011 年以降 E-9 から E-7 へ在留資格変更を行っていた人数を指す。2025 年は 5 月末の人数。
(出所) 法務部「出入国・外国人統計年報、月報」をもとに当社作成

[2] 熟練技能人材(E-7-4)の要件緩和

熟練技能人材(E-7-4)ビザは、2023 年 9 月に点数制度の内容や配点の見直しがなされ、「年収」・「韓国語能力」・「年齢」が基本要件とされた(要件や配点の詳細は加藤(2024)を参照)。

この制度見直しから約 1 年が経過した 2024 年 11 月に法務部から新たな通知が出され、大きく 3 点の要件緩和がなされている。具体的には、次の図表にまとめている(図表 7)。

図表 7 熟練技能人材(E-7-4)制度の要件緩和の主な事項

従来制度		要件緩和後(2025年～)
変更申請までに必要な韓国居住期間	4年以上	➡ 非首都圏の広域自治体長からの推薦がある場合のみ「3年以上」に短縮
平均年収の点数配分	3段階の配点 ・2,500万ウォン以上: 50点 ・3,500万ウォン以上: 80点 ・5,000万ウォン以上: 120点	6段階の配点に分割し、 加点しやすく変更 ➡ ・2,500万ウォン以上: 50点 ・3,000万ウォン以上: 65点 ・3,500万ウォン以上: 80点 ・4,000万ウォン以上: 95点 ・4,500万ウォン以上: 110点 ・5,000万ウォン以上: 120点
韓国語能力の要件	変更申請前に韓国語能力要件を満たすことが必須	➡ 変更申請時には要件クリアを求めない、 変更後2年以内に要件をクリアできれば引き続き在留可(2026年末まで)

(出所) 法務部(2024e,2024f)をもとに当社作成

特に上記表の最下部にあるとおり、基本項目の1つである「韓国語能力」要件のクリアを、E-7-4への在留資格変更時には必須とせず、変更後2年以内に要件をクリアできれば引き続き在留を認める特例緩和を2026年末まで実施するとされた。これは、「熟練技能人材ビザ(E-7-4)のための韓国語能力の要件が高すぎる」という外国人本人や受入れ企業の声に対応するための措置とされる。ただし、家族呼び寄せは韓国語能力要件を満たした後、2年以内に要件を満たせない場合はその後6か月間のみ在留期間の延長が認められるとされている。

[3] 地域特化型ビザとの連動による「E-7-4R」ビザの新設

韓国では2022年から、人口減少地域に限定して、外国人労働者に在留を認め、当該地域に5年間居住すれば在留資格「居住(F-2)」を発給する制度(地域特化型ビザ制度)を運用している。

この制度と熟練技能人材ビザ制度を混ぜ合わせ、2025年4月から、韓国政府が8つの指標により定めた「人口減少地域(89自治体)」および「人口減少懸念地域(18自治体)」⁷の企業に就労する場合、E-7-4への変更および家族呼び寄せの要件等を緩和し、当該地域に定着を促す制度(地域特化型熟練技能人材(E-7-4R)制度)を開始した(法務部2025c,2025d)。通常のE-7-4との主な違いを次の図表にまとめている(図表8)。

図表8 熟練技能人材(E-7-4)と地域特化型熟練技能人材(E-7-4R)比較

	熟練技能人材 (E-7-4)	地域特化型熟練技能人材 (E-7-4R)
変更申請までに必要な韓国居住期間	4年以上	2年以上
変更申請までに必要な現勤務先勤続年数	1年以上	要件なし(注)
E-7-4変更に向けた点数積算時の 広域自治体長の推薦点数	30点	50点
家族呼び寄せ時に求められる保有資産	2千万ウォン以上	要件なし
呼び寄せた配偶者の就労	制限あり	居住地域内で就労可

(注) 「人口減少地域」のみの措置(「人口減少懸念地域」はE-7-4同様1年以上)

(出所) 法務部(2025c,2025d)をもとに当社作成

E-7-4への変更申請に必要な韓国国内在留経験期間を「2年以上」とすること(通常は4年以上)や、家族呼び寄せ時に求められる保有資産を問わないなど、大幅な緩和がみられる。法務部によれば、地域特化型熟練技能人材(E-7-4R)制度は、変更状況の分析や自治体の意見などを収集しながら改善していく予定とされている。

[4] その他の枠組みの受入れ1: 準専門人材(E-7-2)による外国人介護人材の受入れ

従来韓国では、中国朝鮮族など朝鮮半島にルーツをもつ人以外には、外国人に高齢者介護に関する職に従事することを認めてこなかった。だが、急激な人口減少と高齢化への対応のため、2024年7月から5年間、試験

⁷ 2021年8月に行政安全部が、年平均人口増減率、人口密度、人口順移動率、若年純移動率、昼間人口、高齢化率、幼少年率、出生率、財政自立度の8指標をもとに、人口減少指数を算出している。5年おきに見直す予定となっている。

(出所) 行政安全部 HP「人口減少地域指定」<https://www.mois.go.kr/frt/sub/a06/b06/populationDecline/screen.do> (最終閲覧日2025/5/12)

的に、年間受入れ(変更)上限を 400 人と設定した上で、国家資格である療養保護士(日本の介護福祉士に相当)資格を取得した外国人に、在留資格「特定活動(E-7)」のうち「準専門人材(E-7-2)」を付与して、在留を認める制度を開始した。国内大学では「外国人療養保護士課程」の新設がなされており、2025 年 1 月には、留学生出身の外国人が試験に合格し、外国人療養保護士第 1 号が誕生した(法務部 2025b)。

政府関係省庁で構成される、「低出産高齢社会委員会」における 2025 年 4 月の会議でも、外国人留学生の介護現場への流入促進のため、在留資格「留学(D-2)」および「求職(D-10)」の外国人に対して、療養保護士資格を取得し在留資格「準専門人材(E-7-2)」へ移行する取組を体系的に進めていくとされているのに加え、中長期的には海外現地における介護人材育成も拡大していく計画だという(低出産高齢社会委員会 2025b)。

韓国における外国人介護人材の育成・確保の取組は初期段階であるものの、今後の動きは注視が必要となる。現在は韓国国内に通う留学生または卒業生から準専門人材(E-7-2)へのルートに限定しているものの、低熟練の外国人介護人材受入れのスキーム構築へと動き出すことも推測される⁸。

[5] その他の枠組みの受入れ 2: 一般技能人材(E-7-3)の受入れ対象職種拡大

韓国では、上述した在留資格「熟練技能人材(E-7-4)」および「準専門人材(E-7-2)」以外に、「一般技能人材(E-7-3)」を付与して、中熟練外国人労働者受入れの拡大を図る動きも活発化させている。具体的には、下の図表にまとめたとおり、2025 年からは、自動車修理、建設機械製造、自動車部品製造などを対象に追加し、試験的な導入を開始した(図表 9)。多くの職種が、日本の技能実習・特定技能の対象職種・分野と重複している⁹。

図表 9 近年追加された一般技能人材(E-7-3)の受入れ職種

職種	開始時期	備考
板金・塗装整備員	2025年	受入れ上限は別途設定
建設機械製造溶接・塗装工	2025年	受入れ上限は別途設定
自動車部品製造成型・溶接・塗装工	2025年	受入れ上限は別途設定
食肉処理(屠殺工)	2025年	受入れ上限は別途設定
航空機部品製造員	2024年	5年間の試行事業、年間300人上限
送電電気工	2024年	5年間の試行事業、年間300人上限
造船溶接工	2022年	—
船舶電気工	2022年	2023年以降常時運用
船舶塗装工	2022年	2023年以降常時運用

(出所) 法務部(2025a)、キムほか(2025)をもとに当社作成

なお、法務部(2025e)では、在留資格「特定活動(E-7)」系統の発行にあたる年収要件を公開しており、熟練技能人材(E-7-4)よりも、準専門人材(E-7-2)や一般技能人材(E-7-3)の方が低い金額となっている。

⁸ なお、2025 年 5 月末時点で、準専門人材(E-7-2)は、9,758 人が在留している(法務部「出入国・外国人政策統計月報」)。

⁹ なお、2025 年 5 月末時点で、一般技能人材(E-7-3)は 12,215 人が在留している(法務部「出入国・外国人政策統計月報」)。

図表 10 2025 年の E-7-2,E-7-3,E-7-4 在留資格発行の要件となる年収水準

在留資格	賃金要件(年収)	(参考)日本円換算
準専門人材(E-7-2)	2,515万ウォン以上	26.4万円以上
一般技能人材(E-7-3)	2,515万ウォン以上	26.4万円以上
熟練技能人材(E-7-4)	2,600万ウォン以上	27.3万円以上

(注) 日本円換算のためのレートは、各国通貨の 1USドルあたりの 2025 年第一四半期平均レートを用いた
(出所) 法務部(2025e)、IMF「International Financial Statistics」をもとに当社作成

(3) 育成・訓練、定着促進に向けた動き

上述のとおり、韓国では、低熟練労働者および中熟練外国人労働者、それぞれについて受入れ上限を拡大しつつ、同時に受入れルートの多様化を進めている一方で、これまでほとんどみられなかった、低熟練外国人労働者(E-9)から中熟練外国人労働者(主に E-7-4)への移行促進のための育成・訓練の動きもみられ始めている。

例えば、雇用労働部と造船業が盛んな蔚山広域市が連携し、韓国入国前から造船業で特に求められるスキルに対応したオーダーメイド型の職業訓練を送出し国現地で行うモデル事業を 2025 年にウズベキスタンで開始した。2025 年上半期の 3 か月間、ウズベキスタン現地に訓練を行い、7 月以降に約 280 名が入国を予定している。また、雇用労働部では造船業に加えて、雇用許可制で受け入れているサービス業種(宿泊業、飲食業等)を念頭に、入国前の段階から各業界団体と連携した業種特化型韓国語教育および基礎技能教育を順次拡大していく計画も示されている(雇用労働部 2025)。

入国後の対応として、雇用許可制を運営する韓国産業人力公団は 2024 年度に外国人労働者向けの韓国語教育事業を開始し、全国各地で年間 2,000 人が受講した(参加者の多くが E-9、韓国産業人力公団 2024)。さらに、E-7-4)への変更に向けた韓国語要件を満たす上で必要となる社会統合プログラム¹⁰において、低熟練外国人労働者向けの「熟練技能人材養成特別班」を編成することや(法務部 2025c)、そこで用いられるテキストについて、国立国語院が主導し、外国人労働者向けの教材開発を行うことが決定している(国立国語院 2025)。

4. 台湾の動向

(1) 低熟練外国人労働者について

[1] 受入れ上限拡大、受入れ業種の追加

前節の韓国と比較すると、台湾の 2024 年以降の動きは限定的であるものの、受入れ上限拡大や受入れ業種追加などの動きがみられている。

台湾では、低熟練外国人労働者受入れに関して 2025 年 5 月に、1)農業分野の受入れ上限拡大、2)新規に廃棄物および資源回収処理業における外国人労働者の受入れを開始した(図表 11)。

¹⁰ 社会統合プログラムについては拙稿(加藤 2023)を参照。

図表 11 台湾における低熟練外国人労働者受入れにかかる 2025 年 5 月 9 日以降の変更・追加内容

変更・追加項目	内容
1 農業分野の受入れ上限拡大	・農業分野の年間受入れ上限を12,000から20,000人に拡大 ・モヤシ栽培、芝栽培への従事が新たに認められた
2 廃棄物及び資源物回収処理業の新規追加	・1事業所あたり労働保険加入者の20%の人数まで受入れが可能 ・追加費用を支払うことで最大40%の人数まで受入れが認められる

(出所) 労働部労働力発展署(2025a,2025b)をもとに当社作成

1)について、今まで年間受入れ上限を 12,000 人としていた農業の受入れを 20,000 人に拡大した。従来受入れを認めてこなかったモヤシ栽培、芝栽培への従事が可能となった(労働部労働力発展署 2025a)。また、2)について新規業種として、廃棄物および資源回収処理業が追加された。この業種で 1 事業所あたり労働保険加入者の 20%の人数まで受入れが可能となり、追加費用を支払うことで最大 40%の人数まで受入れが認められる(労働部労働力発展署 2025b)。

[2] インドとの労務協力覚書締結

台湾は、就業服務法¹¹に基づく低熟練外国人労働者の送出し国として、労務協力覚書の締結先を、長らくインドネシア、フィリピン等の 6 か国に限ってきた。そうしたなか、2024 年 2 月に新たに世界最大の人口規模を誇るインドと覚書を締結し、2024 年 11 月に小規模の着実な受入れとして、まずは 1,000 人のインド人労働者の受入れを決めた(労働部労働力発展署 2024)。

当社が 2024 年度に実施した、インド介護人材受入れ拡大に向けた研究(三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 2025)では、インド現地の送出し機関担当者から、「受入れ人数が 1,000 人を超えれば、ロコミなどにより自然と当該国への移住希望者が増加していく」という認識が示された。これを踏まえると、1 つの基準となる「1,000 人」の送出しを政府が主導し、インド-台湾間の経路を構築しようとする動きは注目に値する。広大な面積と世界一の人口を誇るインドとの経路構築は難儀ではあるが、日本も政府・自治体を挙げた取組が求められるといえる¹²。

(2) 中熟練外国人労働者について

[1] 「中級技能労働者」の受入れ

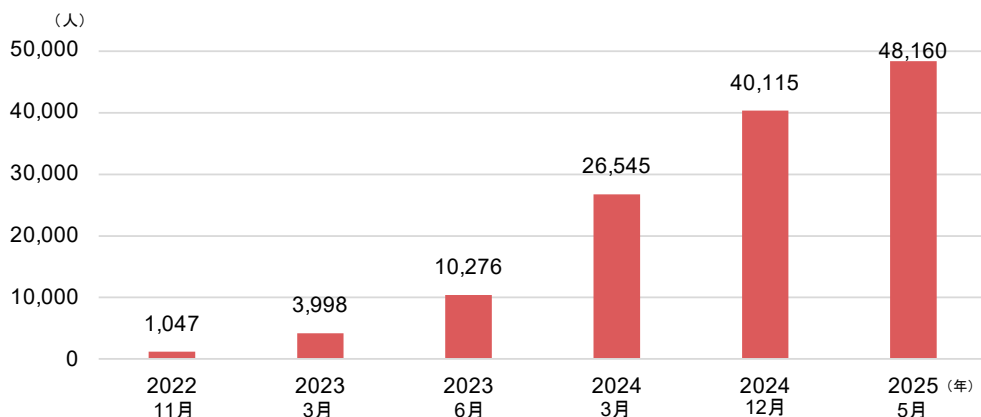
拙稿(加藤 2024)で紹介したとおり、台湾政府は、2022 年 4 月 30 日以降、「移工留才久用方案」(日本語で「外国人材の引き留めのための取組」)を開始した。低熟練外国人労働者として受け入れていた人材について、台湾滞在年数・賃金・技能の各要件をクリアすれば、「中級技能労働者」に移行でき、在留期間の上限なく、家族呼び寄せや永住申請も認める制度である。中級技能労働者への移行要件は、拙稿で整理したものから大きな変化はないものの、制度開始から 3 年が経過し、人数が大きく増加している。

¹¹ 1992 年公布・施行された、台湾における外国人労働者の雇用に関する基本的事項を定めた法律。

¹² その他、低熟練外国人労働者に限った施策ではないが、台湾では、従来、特に家事労働者として働く女性の外国人労働者の妊娠・出産・育児に伴う課題(強制解雇等)が指摘されていたところ、2025 年 1 月に、労働部は「移住女性とその子どもの権利保護に関するガイドライン」を策定する動きもみられた(労働部 2025)。このガイドラインでは、妊娠前、妊娠中、出産後、育児・子育て中の 4 つの段階別に分けて、ホットラインや保護措置などの情報を提供している。

後述するとおり、日本、韓国、台湾において、家族帯同や永住申請まで認められる中熟練外国人労働者の在留者数は、現時点で最も人数が多く、台湾政府が目標としている 2030 年までに 7 万人という数字も予定より早く達成するペースである。

図表 12 中級技能労働者の在留者数推移



(注) 2024 年 2 月以前は不定期のプレスリリースにて人数を公表、2024 年 3 月以降は各月末の数字を更新・公表。
(出所) 労働部労働力発展署「留用外国中階技術人力核准総人数」をもとに当社作成

[2] 留学生の定着促進

台湾政府は 2024 年以降、主に華僑留学生¹³を台湾の労働市場に定着させるべく、就労可能業種の追加等を行っている。2024 年 8 月 1 日には、従来あったホワイトカラー職に従事する華僑留学生の人数上限を撤廃し、同月 28 日には準学士以上の学位を有し、台湾内の大学または業界団体等が実施するインターンシップを 80 時間以上行った華僑留学生に対して、ホテル・宿泊業に従事することを認めた。雇用条件は、初任給 3 万台湾ドル以上で、更新時は 3 万 3,000 台湾ドル以上であることが求められる(労働部跨国労働力管理組 2024)。2025 年 5 月には、華僑留学生を主な対象としたマッチングサイトも立ち上げられた¹⁴。

5. まとめと今後の検討課題

(1) 受入れ状況比較

上述のような政策のアウトプットとして、改めて直近の各国・地域の低熟練・中熟練外国人労働者の在留者数をまとめている(図表 13)。

このうち、家族帯同可・永住申請可となる部分について比較すると、台湾が最も多く 48,160 人(2025 年 5 月末)、次いで韓国が 35,738 人(2025 年 5 月末)で、日本は 1,351 人(2025 年 2 月末(特定技能 2 号))で最も少ない。中熟練の在留資格への変更に際して、日本は 3 か国・地域で唯一厳格に技能試験を必須で課している一方、韓国は点数制であり技能面は加点項目の 1 つに過ぎず、台湾は賃金が重要な要件となっており、技能要

¹³ 中国大陸または台湾にルーツを持つ外国人留学生。

¹⁴ 華僑留学生のためのマッチングサイト(僑生 i 就業)

<https://events.104.com.tw/ocac/20230412114938/> (最終閲覧日:2025/5/23)

件は課されているが研修程度である点などの違いが、こうした人数の伸びの背景にあると考えられる。

図表 13 低熟練・中熟練外国人労働者 主な在留資格別の在留者数(執筆時点の公表最新値)

	日本	韓国	台湾
低熟練労働者 在留者数	●技能実習: 456,595人 (2024年12月末)	●非専門就業(E-9): 339,815人 (2025年5月末)	●移工: 723,476人 (2025年4月末)
中熟練労働者 在留者数	●特定技能1号: 293,008人 ●特定技能2号: 1,351人 (いずれも2025年2月末)	●熟練技能人材(E-7-4): 35,738人 (2025年5月末)	●中級技能労働者: 48,160人 (2025年5月末)

(出所) 日本: 出入国在留管理庁「在留外国人統計」、「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」、韓国: 出入国・外国人政策本部「出入国・外国人政策統計月報」、台湾: 内政部移民署「外僑居留人数統計」、労働部労働力発展署「留用外国中階技術人力核准総人数」をもとに当社作成

中熟練外国人労働者の受入れ拡大を目指す場合、韓国・台湾のように点数制や要件の簡素化を図ることで人数自体は増やすことができるかもしれないが、その点は各国・地域政府の考え方によるところが大きい。日本は、技能評価試験の合格を求める点を変えないものの、2号評価試験に不合格だった場合でも一定水準以上の成績を得ている場合は、最長1年間の在留継続を認める措置や、特定技能2号への移行を希望する外国人には特定技能1号として在留している時点から支援計画に盛り込むことなどが検討されている(厚生労働省 2025)。

(2) 今後の検討課題

上述のとおり、今後、特に家族呼び寄せや将来的な永住申請が可能な中熟練外国人労働者が増加していくことが見込まれるなか、呼び寄せた家族への支援・対応も併せて検討が必要になる。

実際に、どの程度の労働者が家族を呼び寄せるのか。受入れ人数の面で日本より先を行く韓国で実施された、「熟練技能人材(E-7-4)」で在留する外国人労働者 350 名に対する調査結果(チェルホカ 2024)をみると、全体の 16.6%が韓国国内で配偶者(外国籍)と同居し、このうち 55%が呼び寄せ家族向けの在留資格で配偶者が居住していた¹⁵。概算ながら「配偶者の呼び寄せ率」を算出すると全体の 9.1%になる。さらに、子どもの呼び寄せ状況をみると、全体の 7.7%が子どもも韓国国内で居住していた¹⁶。

韓国と日本の低・中熟練外国人労働者の出身国籍が近いことも踏まえ、上記の韓国の家族呼び寄せの実態を日本に置き換えると(上記韓国の割合と同じと仮定すると)、特定技能2号は 1,351 人(2025 年 2 月末)いるところ、粗い試算では 120 名程度はすでに配偶者を呼び寄せており、100 名程度は子どもも呼び寄せていることが想定される。

日本はこれまで労働者としては高度外国人材に限って家族呼び寄せを認めてきており、技能職出身の労働者の家族呼び寄せは今回が初のケースとなるが、参考になりうる先行事例として、35 年前の日系人の受入れのケ

¹⁵ 配偶者と同居している人の 45%は配偶者自身も就労や留学の在留資格で韓国に在留しているケースであった。

¹⁶ 韓国の調査結果では将来の希望として、全体の 54.0%が配偶者および子どもの呼び寄せ希望あり、全体の 59.7%が永住申請希望あり、という意向が示されていることから、家族呼び寄せの割合は今後さらに高まることも見込まれる。

ースがある。1990 年入管法改正に伴い、家族ぐるみで日本へ入国した日系人が北関東や東海地方等の工場地帯近くに居住を開始したところ、そうした日系人が多く流入した自治体や企業は、さまざまな課題への対応に追われた。当時そうした自治体ではどのような課題に直面し、どのような対応を取ってきたのか、改めて過去のケーススタディを行い、国や自治体として求められる対策を検討して、先んじて準備・実行していくことが今後の課題といえる¹⁷。

【参考文献】

<韓国>

- ・ 韓国産業人力公団(2024)「外国人労働者韓国語教育委託訓練機関募集公告」
- ・ キム ヨングン・チェ ソリ(2025)「E 系列就業資格現況と改編方案」『移民政策研究院 Issue Brief』2025-02 号
- ・ 国立国語院(2025)「国内 96 万人の外国人労働者のためのオーダーメイドの韓国語教育開発」(プレスリリース)
- ・ 雇用労働部(2025)「サービス業の人手不足緩和のための現場に合わせた外国人力運営の改善を推進」(プレスリリース)
- ・ ソウル特別市(2024)「『ソウル市外国人家事管理者試行事業』157 家庭選定…競争率 5 対 1」(プレスリリース)
- ・ ソウル特別市(2025)「ソウル市外国人家事管理者 89 名就業活動期間延長…148 家庭で子守」(プレスリリース)
- ・ チェ ソリ・パク ソンイル・イ チャンウォン・キン ドウォン・ヒョン チェミン・キン イェジン(2024)「国内企業外国人雇用実態調査」『移民政策研究院統計シリーズ』No.05
- ・ 中小企業中央会(2025)「『外国人留学生卒業後進路関連意見調査』概要」
- ・ 低出産高齢社会委員会(2025a)「『低出生対策』主要課題推進計画と追加補完課題」
- ・ 低出産高齢社会委員会(2025b)「『第 11 回人口非常対策会議』議事要旨」
- ・ 法務部(2024a)「就業ビザ総量事前公表制試験運営」(プレスリリース)
- ・ 法務部(2024b)「留学生(D-2)父母季節労働招請制度案内」
- ・ 法務部(2024c)「-在留外国人 300 万人時代に備える- 新出入国・移民政策の推進方策」
- ・ 法務部(2024d)「季節労働業務許容範囲拡大等 農・漁村季節労働制度活性化推進」(プレスリリース)
- ・ 法務部(2024e)「経済成長と地域発展に寄与する『(新)出入国・移民政策』附則措置施行」(プレスリリース)
- ・ 法務部(2024f)「熟練技能人材(E-7-4)在留管理案内マニュアル」
- ・ 法務部(2025a)「2025 年就業ビザ発給規模公表」(プレスリリース)
- ・ 法務部(2025b)「法務部、外国人療養保護士ビザを初発給」(プレスリリース)

¹⁷ 実際、当時多くの日系ブラジル人が流入した静岡県浜松市では、過去 30 年以上にわたりさまざまな取組をしてきており、また、昨年度から特定技能 2 号の帯同家族も見据えて、「外国人材の帯同家族向け日本語教室」事業を開始している。

- ・ 法務部(2025c)「地域特化型ビザ主要変更事項のお知らせ」(プレスリリース)
- ・ 法務部(2025d)「『地域特化型ビザ』2025 年度改善事項に関する Q&A」(プレスリリース)
- ・ 法務部(2025e)「2025 年特定活動(E-7)在留資格賃金要件基準公告」(プレスリリース)

<台湾>

- ・ 労働部(2025)「移住女性とその子どもの権利保護に関するガイドライン」
- ・ 労働部跨国労働力管理組(2024)「産業界の労働力不足問題を解決する 労働力を補うための既卒華僑留学生の定着拡大」(プレスリリース)
- ・ 労働部労働力発展署(2022)「留用外国中階技術人力計画(修正本)」
- ・ 労働部労働力発展署(2024)「台湾・インド労働サービス協力 作業レベルの初会合は成功裏に終了 最初の計画では製造業に 1,000 人のインド人労働者を導入」(プレスリリース)
- ・ 労働部労働力発展署(2025a)「農業移民労働者のための新制度が発効」(プレスリリース)
- ・ 労働部労働力発展署(2025b)「雇用主は廃棄物および資源物回収に従事する移民労働者の雇用することが許可される」(プレスリリース)

<その他>

- ・ 加藤真(2023)「[諸外国における外国人住民向け統合プログラムの事例研究—韓国『社会統合プログラム』の事例をもとに](#)」三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング レポート
- ・ 加藤真(2024)「[韓国、台湾における低・中熟練外国人労働者受入れ拡大の潮流](#)」三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング レポート
- ・ 厚生労働省(2025)「改正入管法及び育成就労法の関係省令に関する論点」(第 1 回特定技能制度及び育成就労制度の円滑な施行及び運用に向けた有識者懇談会資料)
- ・ 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(2025)「[インド介護人材受入れに向けた検討ワーキンググループ報告書](#)」厚生労働省令和 6 年度老人保健健康増進等事業 海外における外国人介護人材の獲得力強化に関する調査研究事業報告書
- ・ International Monetary Fund(IMF)『World Economic Outlook: A Critical Juncture amid Policy Shifts』(International Monetary Fund, 2025)
- ・ International Organization for Migration(IOM)『Viet Nam Migration Profile 2023』(International Organization for Migration, 2024)

※ 本稿の一部は、山脇啓造・日暮トモ子編著『日本と台湾の移民政策—多文化共生社会に向けて—』明石書店(2025 年秋刊行予定)に所収予定。

－ ご利用に際して －

- 本資料は、執筆時点で信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一的な見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客さまの決定、行為、およびその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客さまご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所:三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡ください。